

## 審査支払事務に関する事務費手数料について

支払基金の審査支払事務に係る手数料については、市町村における連名簿の受取り形態に応じた手数料体系としています。

連名簿の受取り形態については、市町村において、「オンライン」、「電子媒体」、「紙媒体」及び「紙媒体+電子媒体」の形態を選択することができ、オンラインでの受取りを基本手数料としています。

また、電子媒体又は紙媒体での受取りについては、電子媒体又は紙媒体を作成する追加的な経費を付加手数料として負担していただくこととしています。

連名簿を受取る形態の区分及び事務費手数料は次のとおりです。

### レセプト1件当たりの事務費手数料（令和元年度）

連名簿の 受取形態	9月まで		10月以降	
	レセプトの種別			
	医科・歯科	調剤	医科・歯科	調剤
オンライン	72.80円	36.40円	74.20円	37.10円
電子媒体	74.10円	37.70円	75.50円	38.40円
紙媒体	75.90円	39.50円	77.40円	40.30円
紙媒体 + 電子媒体	77.20円	40.80円	78.70円	41.60円

レセプト1件当たりの平均手数料は61.50円です（令和元年度予算）

支払基金が保険者（医療保険の保険者、公費負担医療及び医療費助成事業の実施機関）の委託を受けて診療報酬の審査支払を実施するために必要な事務費については、保険者がレセプト件数を基準とする手数料で負担する仕組みとなっています。

具体的には、手数料収入で賄われる支出をレセプト件数で除した額を平均手数料としています。

## 被用者保険に関する高額療養費の取扱い

支払基金が医療費助成事業を受託した場合、医療費助成事業（被用者保険分）に係る高額療養費の取扱いは、平成18年厚生労働省告示により、国の公費負担医療と同様に70歳未満の受給者は「標準報酬月額28万～50万円」、70歳以上75歳未満の受給者は「一般所得者」の所得区分で算定します。

### 【70歳未満の受給者】

所得区分	医療費助成事業の負担限度額
標準報酬月額83万円以上	80,100+ (医療費-267,000円) × 0.01 (すべて標準報酬月額28万～50万円の所得区分による取扱い)
標準報酬月額53万～79万円	
標準報酬月額28万～50万円	
標準報酬月額26万円以下	
低所得者 (住民税非課税)	

### 【70歳以上75歳未満の受給者】

所得区分	医療費助成事業の負担限度額	
	外 来	入 院
	平成30年8月～	平成29年8月～
現役並み所得者	18,000円 (年間144,000円上限)	57,600円
一般所得者		
低所得 II		
低所得 I		

※国民健康保険に関する高額療養費については、一部異なる取扱いとなります。

### 支払基金が受託した場合の高額療養費の取扱い

- ① 高額療養費の算出基準は国の公費負担医療と同様に70歳未満の受給者は「標準報酬月額28万～50万円」、70歳以上75歳未満の受給者は「一般所得者」の所得区分で算出
- ② 国の公費負担医療と同様の取扱いとなるため多数回該当の除外
- ③ 世帯合算の対象から原則除外
- ④ 高額療養費は支払基金で計算のうえ保険者へ請求